

第四十六回
参議院建設委員会會議録第十二号

昭和三十九年三月十二日(木曜日)
午前十一時四十分開会

出席者は左のとおり。

委員長 北村 暢君
理事 石井 桂君
稲浦 鹿藏君
増原 恵吉君
武内 五郎君

委員 岩沢 忠泰君
小沢久太郎君
熊谷太三郎君
小山邦太郎君
高橋進太郎君
田中 一君
田上 松衛君

政府委員
建設政務次官 嶋田 宗一君
建設省住宅局長 前田 光嘉君
事務局側 常任委員 中島 博君
会専門員 藤木 榮君
郵政省電波監理 局無線通信部長 藤木 榮君

説明員
郵政省電波監理 局無線通信部長 藤木 榮君

本日の会議に付した案件
○建設事業並びに建設諸計画に関する調査
(建築基準法に関する件)
○参考人の出席要求に関する件
○日本住宅公団法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(北村暢君) ただいまから建設委員会を開会いたします。
まず、理事会の結果を御報告いたします。

本日は、議事の都合上、建築基準法に関する件の調査案件を初めに行ない、次に、日本住宅公団法等の一部を改正する法律案の質疑を行ないます。

○委員長(北村暢君) 建設事業並びに建設諸計画に関する調査を議題といたします。

最近の高層建築物によるマイクローエーブ回線障害が多いように聞いておりますが、建築基準法との関連から、この点について調査を進めます。
郵政省より藤木無線通信部長が出席しております。

御質疑のある方は、順次御発言願います。

○石井桂君 一昨日の毎日新聞の朝刊を見ますと、電波法の一部を改正して、三十一メートル以上の高層建築物について、いろいろ規制をするというようなことを報じておりますし、無届けのものでそういう高いものが建つ場合には、場合によると工事を中止するといふようなことも報じております。

この経過につきまして、おそらく建築物の取り締まりの主管官庁である建設省の住宅局などでは、この問題について相当の研究をしておられると思えますし、また、郵政省当局とも折衝をされているに違いないと存じます。そこで、実際に、ああいう新聞で報道され

ておるようなことがどの程度進んでおるのか、この際、建設省、郵政省、両者から御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(前田光嘉君) 高層建築物と電波の関係につきましては、昨年の国会におきまして、建築基準法の改正に際しまして御質問がございまして、特に極超短波の電波の伝搬障害が高層建築物をする場合にあり得ますので、その処置について特別の配慮をするように、特に必要があれば法律に考へるべきであるという御意見がありまして、われわれも、当時から郵政省と協議を重ねてまいりましたが、建築基準法にその旨を規定することにつきましては、いろいろ検討すべき余地もありまして、この点について調査を進めます。

郵政省より藤木無線通信部長が出席しております。

御質疑のある方は、順次御発言願います。

○石井桂君 一昨日の毎日新聞の朝刊を見ますと、電波法の一部を改正して、三十一メートル以上の高層建築物について、いろいろ規制をするという

ようなことを報じておりますし、無届けのものでそういう高いものが建つ場合には、場合によると工事を中止するといふようなことも報じております。

この経過につきまして、おそらく建築物の取り締まりの主管官庁である建設省の住宅局などでは、この問題について相当の研究をしておられると思えますし、また、郵政省当局とも折衝をされているに違いないと存じます。そこで、実際に、ああいう新聞で報道され

際に、届け出をしないで建築物を建てたものにつきましては、届け出をしたあとで二年間は、建築を規制する、押える、その間に協議をせよという場合には、建築の工事の中止をさせるというふうなことをしまして、電波の障害と高層建築物との調整をとりまして、高層建築物の建築と電波の関係の調整をはかるというところであります。これに對しまして、郵政省のほうでも、一面建築の規制について、あるいは建築主に協力を依頼すると同時に、電波の施設につきましても、協議の際に、あるいは加護施設を十分新しい高層建築時代に

も適するように、あるいは免許につきまして必要な措置を講ずるようになり、お願いをしております。

○説明員(藤木榮君) 郵政省といたしましては、ただいま住宅局長のほうから御答弁のありましたように、建設省と密接な連絡をとりながら、法案の準備をいたしておるわけでございまして、実はまだ国会には提出しておりません。近く提出いたしましたとして御審議をお願いしたいと、こう思っているわけ

でございます。

○石井桂君 ただいまのお話で、大体、まだ法律案は国会に出ていないようでございますから、あまり具体的なことをお聞きしても、まだ答弁の段階でないというところになるだろうと思

いますが、しかし、案ができる前の事務当局の折衝というものは、かなり具体的に進んでおると思えます。そこで、私は考えますのに、建築基準法の実質

上の執行は、監督官庁は建設省であるとは存じますが、都道府県知事もしくはその下における建築主事の義務なんです。で、片一方のほうの電波法による、新聞によって報道せられておるところの建築の規制は、郵政大臣になつておるようですが、そうすると、建築物を建築するときに、監督官庁が二つになり、二元的に取り締まりを受ける形になります。そういうことについて、両者で十分御研究になつて進めておられるかどうか。その点を郵政省、建設省からお聞かせ願いたいと思

います。

○政府委員(前田光嘉君) ただいま御指摘のとおり、建築に関する規制の責任は、都道府県、建設省が主体となるべきことは当然でございます。その趣旨で諸般の制度を設けておりますが、他の法律によりまして、特殊の目的で建築に関する規制を行なう場合もあることは、これは認めざるを得ないと存じます。たとえば航空法等におきましては、航空関係の規制で航空の所管大臣が所要の建築に関する規制をする場合もございます。われわれのほうといたしましては、その際に、十分事前に連絡を受けまして、建築行政の根本に支障のない限りにおいて、他の法令上当然、最小限度において、建築に關係することはやむを得ないと、こう考えまして、今回の電波法の改正に關連いたしましたところの建築に關する規制に關しまして、この程度のところは、都道府県なり、あるいは建設省が直接することなしに、郵政大臣の

上、執行は、監督官庁は建設省であるとは存じますが、都道府県知事もしくはその下における建築主事の義務なんです。で、片一方のほうの電波法による、新聞によって報道せられておるところの建築の規制は、郵政大臣になつておるようですが、そうすると、建築物を建築するときに、監督官庁が二つになり、二元的に取り締まりを受ける形になります。そういうことについて、両者で十分御研究になつて進めておられるかどうか。その点を郵政省、建設省からお聞かせ願いたいと思

います。

○政府委員(前田光嘉君) ただいま御指摘のとおり、建築に関する規制の責任は、都道府県、建設省が主体となるべきことは当然でございます。その趣旨で諸般の制度を設けておりますが、他の法律によりまして、特殊の目的で建築に関する規制を行なう場合もあることは、これは認めざるを得ないと存じます。たとえば航空法等におきましては、航空関係の規制で航空の所管大臣が所要の建築に関する規制をする場合もございます。われわれのほうといたしましては、その際に、十分事前に連絡を受けまして、建築行政の根本に支障のない限りにおいて、他の法令上当然、最小限度において、建築に關係することはやむを得ないと、こう考えまして、今回の電波法の改正に關連いたしましたところの建築に關する規制に關しまして、この程度のところは、都道府県なり、あるいは建設省が直接することなしに、郵政大臣の

上、執行は、監督官庁は建設省であるとは存じますが、都道府県知事もしくはその下における建築主事の義務なんです。で、片一方のほうの電波法による、新聞によって報道せられておるところの建築の規制は、郵政大臣になつておるようですが、そうすると、建築物を建築するときに、監督官庁が二つになり、二元的に取り締まりを受ける形になります。そういうことについて、両者で十分御研究になつて進めておられるかどうか。その点を郵政省、建設省からお聞かせ願いたいと思

います。

はうの所管事項として取り扱われても支障ない、こう考えまして、そういうふうな話し合いを進めておるわけでございます。

○説明員(藤木栄君) ただいま建設省のほうからも御答弁がございましたように、郵政省としましては、結局建築関係と、それからいまお話の極超短波と申しますか、マイクロウェーブの通信を行なうものとの両者がございまして、郵政省としましては、いまの建設省の御趣旨に沿ひまして、こちらとしましては、マイクロ関係を考えまして法案を進めておるわけでございまして。特にマイクロウェーブの関係になりますと、非常にこまかい技術的な問題がたくさんあるわけでございまして、電波法の中にそれを取り入れておる改正をいたしたいと考えております。

○石井桂君 建築基準法は、先般の、最近の国会を通つたばかりでありまして、三十一メートルをこえる超高層の建築といへば、いま工事中のは、東京にホテル・オータニがあるだけで、あれは六十メートルくらいになります。しかし、これからは東京都内に相当数高層建築が建つと思ふ。その場合に、電波法の規制によりまして、新たに幅何十メートルか何百メートルかの範囲を、電波を発するところから四方八方に出すことによつて、方々の計画が挫折するといふことから、いろいろな混乱が起きると思ひますが、そういうことについての建設省並びに郵政省の両者における御検討が十分であるかどうか、その点をひとつ。

○政府委員(前田光嘉君) 現在のマイクロウェーブの位置から考えま

て、こういう規制を行なわざるを得ないと思ふと、その意味において建築に関する規制が行なわれることは、建築をするほうにとっては、一つの抑制になると思ひますけれども、一面また、この電波の公益性を考えた場合に、やはり両者の調整をとる必要がございまして、いま考えておりますこの措置によりまして、両者が協議いたしまして、必ずしも建築をすることを抑制しない、電波の通信網そのものを

変えるといふことも相談しようといふことにもいたしております。また結局は、協議がととのわない場合におきましても、二年たてば建築ができるようになるので、事前の協議期間だけのことでございまして、両者の話し合ひによりまして、あるいは建築場所を変えたり、あるいは時期をずらす、あるいはまた、電波の通信の位置の変更によつてお互ひ協力し合つていくといふことが必要だと考えます。この間申しましたように、電波通信の位置につきましても、だんだんと、最近都市施設なり超高層の建築の実態に沿うように御変更もお願いするようにしておりますので、当分の間は、両者協議の上で、両者ともそれぞれ円滑に公衆の利益になるというように運営することが望ましいと思ひます。

○説明員(藤木栄君) 郵政省といたしまして、建設省の御意見と全く同様でございまして、今後も密接に連絡をとりまして、建設省のほうも、それからまた、マイクロウェーブの側も、お互ひ障害がないように円満にやつていきたいと思ひます。特に、先ほどの局長のお話もありましたように、今後は高層建築がだんだんと建つよう

になりますと、電波施設の位置というものも、当然高くなるべきものと考えますので、郵政省といたしまして、十分行政指導いたしまして、円滑にやつていきたいと思ひます。将来さらに現在の事態が変化いたしますれば、この法律自体もさらに変えることも考えているわけでございまして。

○石井桂君 大体超高層とマイクロウェーブの関係の規制がわかりましたが、現在でも、三十一メートルの建築物の上に広告物が三分の二、二十メートルくらい乗っているのが現状です。五十メートルになると、三十一メートル以上の広告物まで、電波法を改正してみなひかかるかどうか、その点、藤木さんからひとつ……。

○説明員(藤木栄君) 現在のマイクロウェーブと申しますのは、この窓からもよく見えますように、おわんの形をした空中線がございまして、そこから直線的に電波が発しているわけでございまして。したがって、いまのお話の広告物みたいなものも、もしその電波の通路にかかると、電波が障害を受けて通じなくなるというわけでございまして。したがって、当然そういったものも今度の改正の中に増していただきたいと思ひます。

○石井桂君 そういたしますと、電波法の改正の中に、建築物だけ規制すると十分だと思ふのです。広告物は建築物の付属物で、建築物そのものの取り締まりに入らないと思ふのです。ですからそういうことも、もしそういう意図があれば、やはり事前に、法案を提出する前に研究しておかなければ、

ば、非常に大きな、何といひますか、抑制をすることになりますから、その点も十分御検討にならないといけないと思ひますが、広告物まで……つまり三十一メートルの高さの上へ三分の二ぐらゐまで限度が許される、そうすると五十メートルになったという広告物まで、マイクロウェーブの障害物として押える、そうすると、建築物のほうの広告物の取り締まりにそれは入るわけですが、実際は家ができて何カ月かたつて広告塔が上がるわけですが、そういうものまで押える趣旨のものであれば、建築物だけを押えたいんじやこれは役に立たないといふことが起こり得ると思ひます。そういうお考えはまだしてないんですか。

○説明員(藤木栄君) 現在のところ、広告物までは実は考えておりませんけれども、御趣旨に沿ひまして十分検討させていただきますと思ひます。

○石井桂君 前田局長のほうでは、どういうお考えを持っていますか。

○政府委員(前田光嘉君) 建築物と同様に、電波の障害になるものにつきましては、電波法との調整をはかられることはやむを得ないだろうと、こう考えております。

○石井桂君 それでは、超高層と電波法との関係の御質疑はこれで私は終わりますが、事のついでに、基準法の政令が出ております。

そこで、二点ばかり私は質疑したいと思ひますが、まず第一は、超高層のビルが建つ場合に、隣地からの斜線制限の規定がどんな容積地区でもやられることは非常に不合理であるかと考えて、先般の国会のこの基準法の審議の過程で、前田局長に、たとえばビル

ディングの場合には、隣地境界線からの斜線制限は、容積地区を指定された場合には免除してもいいじやないかという趣旨の質問をいたしましたところ、そういうふうに取り計らうというふうな御回答に接しましたが、今回の政令を見ますと、そういう点がしんしゃくされてきていないように思ひます。そこで、そういうものに対しては、どういふふうにお考えになつておられるか、それをお答え願ひたい。

○政府委員(前田光嘉君) ただいま御質問の高層建築を建てる場合の斜線制限の緩和につきましては、先生のおっしゃつたとおり、事務所地区等におきまして緩和する必要のあることを承知しておりますし、御意見に沿ひましていろいろ研究いたしました。先般の政令では、斜線制限の緩和に関する場合といたしまして、隣地に公園、広場等のある場合、あるいは高低のある場合と、二つに限りましたが、ただいまの事務所地区等につきましては、むしろ一般的にそういう緩和をすることよりも、特定街区という制度によりまして、その地区全体の建築を都市計画的に見て適正なものにした場合に、その際に、斜線の制限を緩和いたしました。最もその街区に適した建築物を建てるのが適当であると、こういう考えで特定街区の運用につきましても、

先般の法律改正によりまして、都市計画上適当なものに比較的自由にできるような改正をしていただきましたので、その方針によつて実施をしていくほうが、ただいま先生のお示しになりましたような場所において、よりよき町づくりのためにはかつて効果をあげるだろう、十分その措置によつて御

質問の趣旨にこたえ得ると、こう考え
まして、その運用によることといたし
まして、この中には今回は入れずに、
特定街区の制度によりますというこ
としたのであります。

○石井桂君 だいたいの御答弁で私は
了承いたしました、もう一つ、超高
層——前の基準法の改正によつてで
きるように、国民はずいぶん期待を持
つてこれを迎えておるわけです。とこ
ろが、その当時は、超高層のいわゆ
る許されるボリュームといひますか、
建築の床面積の合計、そういうものが
あつたり許されるという期待を持つて
いた、ところが、旧基準法よりも容積
地区のほうは非常に厳重だ、制限が強
くなつておるといふことがだんだんわ
かつてまいりまして、町のビルディ
ングをつくる方は非常に恐慌を來たし
てゐるようなことでもあります。そこで、
超高層ができることは、学術上から
いつてもできるような時代であ
りますから、大いに歓迎しなければな
らぬと思ひますが、そうかといひて、
この改正を機会に、ビルディングの取
り締まりをうんと強化していくといふ
方向にいくことは、私も、この法
律を審議した過程では、どうもはつき
り感じられなかつた。そこで、ただ容
積地区を指定するときには、慎重にひ
とつ、容積地区を必要とするところを
対象に研究して慎重に指定してもら
たい、こういうような方針を問いた
したところ、そういうふうにするとい
うような御答弁であつたように思ひ
ます。ところが、いま容積地区を指定
しようとしている出先なり、東京都庁
やほかのほうでは、全般的に大いに網
をかけて、東京都も、全部既成都市の

部分を容積地区にしたいというよう
な作業を進めてゐるような聞いてお
ります。そこで、建設省としては、容積
地区を部分的に自由に指定するの、か
あるいは東京都全部に網をかけたよ
うにやるのか、どういふ方針でおられ
るか、その点をお聞きしたいと思ひま
す。

○政府委員(前田光嘉君) 容積地区の
指定につきましては、ただいま御指摘
のとおり、非常に利害關係を持たれる
方が多いと思ひますし、一面、都市計
画的に見ましても、たとえば東京の場
合を申し上げても、将来の東京都
のどうあるべきかといふ一つのビ
ジョンを持つた上で考えていかねばな
らぬといふ点もござります。一面、非
常に公共施設がおかれておるのに、ま
た建築物だけ多くなりまして、かえ
つて都市の混乱が生ずるという面も
ござります。そこで、目下地区の指定につ
きましては、慎重に各方面の意見を
聞き、われわれ自身も研究いたして
おります。ただいま、具体的に東京都
全体を指定するの、あるいは一部分
指定するの、あるいは一部分指定し
ていくのかとの御質問もございま
した、これにつきましても、両方の御
意見が出ておりました、われわれも、
これにきめるかといふことにつ
きましては、まだ最終的な決定はいた
していません。最も現在の状態に即
して容積地区の指定の趣旨を生かして
いくのには、どういふ指定のしかた
がいいかといふことを、まだ各方面
の意見を聞いておる段階でございま
す。慎重に指定をするべく、さらに
研究するつもりでございます。

○石井桂君 この際、この程度で超高
層に関する質問は終わりたいと思ひ
ますが、なお、いま前田局長の御答
弁にもありましたように、慎重に容積
地区の指定について研究中だそう
でございます。それから、適当な時期
を見まして、建設省当局並びに東京
都当局にも質問する機会を得たいと
存じます。

○田中一君 電波の問題ですが、諸
外国には、相当超高層ビルの林立
してゐる都市がありますが、これは
どうしてそういう障害を除去してお
るのですか。

○説明員(藤木栄君) お答え申し上
げます。現在、アメリカあたりでは、
超高層の建築のほうは先に進んで
おりました、マイクロのほうは実
に最近出てきたものでござります。そ
う、アメリカの大きな都市では、そ
ういった問題は聞いておりません。い
まのところ、こういう問題を現
正いたしておりますのは——全部調
べたわけではございませんが、フラ
ンスがやがて法律をもつて建築の
ほうを規制いたしております。

○田中一君 そのビルに中継施設を
持ったものはいないのじやないの
ですか。

○説明員(藤木栄君) お答え申し上
げます。そこで、先ほど住宅局長
からの御説明がございましたように、
中継ビルをもちろん持つという手
段もござります。それからまた、通
路を変更するといふこともあり得
るということでございます。

○田中一君 いや、あなたのほう
ではどう考えておるのですか。いま
あるところの、何というか、電波を
発する発信地といふのですか、そこ
はそのままの施設で、あとは建てる
ほうですね、

あとから建てるほうの規制をして
くれと、自分のほうは現状のま
までもいいのだ、こういうふうな考
え方ではありませんか。

○説明員(藤木栄君) お答え申し上
げます。現状のままでいいといふ
ことでございまして、建築物が障
害になりますので、マイクロ側を、
いま申し上げましたような、位置を
変えろとか、通路を変えろとか、
中継所をつくらうとか、そういう
ことをするための時間を必要とする
わけでござりますので、その時間を
区切って建築のほうを少し待つて
いただくといふような考え方では
ござります。

○田中一君 互に技術的には、現
在法律で許されるという範囲の建
物くらゐでは、別に障害にならない
時代が来るわけですね。

○説明員(藤木栄君) 先ほども申
上げたわけでございますけれども、
建物が多くなりまして、もう数
十メートル、あるいは数百メ
ートルというのが普通であるとい
うような時代になりまして、当然
それに伴ひましてマイクロウェーブ
の施設の位置もぐつと高くなり
まして、あるいは都内にはマイク
ロウェーブは入れないといふこと
もござります。

○委員長(北村暢君) 他に御
発言もなければ、本件に關しては、
この程度にとどめます。

○委員長(北村暢君) それでは速
記をとめて。

○委員長(北村暢君) それでは速
記をとめて。

○委員長(北村暢君) 次に、参考
人の出席要求に關する件について、
おはかりいたします。

日本住宅公団法等の一部を改正す
る法律案の審査のため、住宅金融公
庫総裁岡田健四郎君、同理事町田
稔君、同理事中平榮利君及び日本
住宅公団総裁秋間茂君、同理事
関盛吉君、同理事潮洗君を、次
回の委員会に参考人として出席を
求め、その意見を聴取することに
御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(北村暢君) 御異議ない
と認め、さう決定いたします。

○委員長(北村暢君) 次に、日本
住宅公団法等の一部を改正する法
律案を議題といたします。

御質疑のある方は、順次御発言
願ひます。

○田中一君 日本住宅公団だけに
ずか、財務及び会計に關する省令
とか、財務及び会計の臨時特例に
關する省令とかいふ省令が出てい
るの、ほかの關係機関にもみな
ござりますか。

○政府委員(前田光嘉君) 公団に
は、各公団に同様の省令がござ
ります。

○田中一君 それは、大体同じよ
うな形式といふか、形で省令が
出ておるわけですか。

○政府委員(前田光嘉君) 各公
団とも、ほとんど同じだと見て
おります。

○田中一君 建設省以外の各省
の公団、公社等にも、これらの事
業官庁としてあるものには、そ
うした省令が出ておりますか。

○政府委員(前田光嘉君) いま
お話を公社と申しますと、ある
いは、場合に

よつては違ふかもしれません。実は、公団ができる前にできました、たとえば公庫等につきましては、別途の法律がありますので、公団という名のつくものにつきましては、各省とも、大体同じ歩調をとっておると思っております。

○田中一君 建設省所管以外の各省のものも、同じような形のものでできておるか聞いています。

○政府委員(前田光嘉君) ちょっと手元に資料がございませんし、各省のことににつきましては、詳細に承知しておりませんので、明確に申し上げられませんが、だいたい私に聞いています。

○田中一君 ちょっとそれを調べてください。住宅金融公庫にはないわけですね。

○政府委員(前田光嘉君) 公庫につきましては、各省共通の公庫の財務に関する法律が出ておりますので、それによっております。

○田中一君 この日本道路公団には、私が持っているこの建設小六法にはありませんね。ただ、「公団は、その事業の能率的な運営と予算の適正な実施を図るため、その財務及び会計に關し、建設大臣の認可を受けて会計規程を定めなければならない。これを變更しようとするときも、」同じだ、いわゆる部内の会計規程でやっているんだということになっておりますが、その点はどうなんですか。所管外ならば所管の局長を呼んでください。

○政府委員(前田光嘉君) 道路公団法の三十三条に「この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、公団の財務及び会計に關し必要な事項は、建設省令で定める。」とありまして、これ

によりまして、建設省令が出ておると存じます。

○田中一君 そうすると、この建設小六法には載っていないということですか。ちょっと建設小六法を見てくださいます。施行規則はありますけれども、住宅公団のように、財務及び会計に關する省令とか、財務及び会計の臨時特例に關する省令とかいうようなものは出ておらぬですか。それとも、これに載っておらぬですか。

○政府委員(前田光嘉君) 日本道路公団法の施行規則が、建設小六法の四〇ページ以下に載っておりますが、これの中に、經理原則、勘定区分、予算等に關する規定がございますので、これにたいして御質問の事項かと存じます。

○田中一君 住宅公団の場合には、はつきりこう書いておりますが、道路公団の場合には、そういう省令の形をとっておらないのですが、これは何か意味があるんですか。それからもう一つ、首都高速道路公団はどうなっておりますか。

○政府委員(前田光嘉君) 私は、所管以外のことにしまして、明確に申し上げられませんが、ただ、形式上別個の省令にしてあるということで、内容につきましては、特にそれほどの差はないだろうというふうに、いま存じております。

○田中一君 官房長を呼んでください。官房長ならみんなわかるでしょう。

○政府委員(前田光嘉君) 首都高速道路公団は、道路公団と同じく、その施行規則の中に入れてございます。これは、住宅公団につきましては、他に多

くの省令規定事項がありまして、相当詳細にわたった規定が、住宅公団法の施行規則の中に入っておりますので、財務、会計に關する分につきましては、別途抜き出して別の省令にしたのであるというふうに考えております。

○田中一君 官房長を呼んでください、委員長。

○委員長(北村暢君) 連記をとめて。
〔連記中止〕
○委員長(北村暢君) 連記を起こして。
本日はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。
午前十一時五十七分散会